



茨城県

令和8年度

防災・危機管理部の概要

茨城県防災・危機管理部

目 次

1	令和8年度の基本方針	1
2	令和8年度防災・危機管理部主要施策体系	2
3	令和8年度当初予算課別内訳	2
4	防災・危機管理部の組織	
	(1) 組織	3
	(2) 職員	3
5	各課の概況	
	防災・危機管理課	4
	消防安全課	9
	原子力安全対策課	14
	○参考資料	
	(1) 各課計画の概要	19
	(2) 附属機関一覧	27
	(3) 関係団体一覧	28

1 令和8年度の基本方針

防災・危機管理部では、「新しい安心安全ー災害・危機に強い県づくり」を目標とし、県民や市町村、関係機関、事業者などと連携・協力しながら各種施策を推進する。

(1) 防災・危機管理関連施策

防災対策の推進については、災害に強い県土づくりに向け、「茨城県国土強靱化計画」に基づき、数値目標等の進捗管理を行いながら、事前防災・減災のための各種施策を推進していく。

洪水ハザード地区の避難行動要支援者の避難支援体制の維持に努めるとともに、福祉部局と連携して、個別避難計画作成の促進を図るほか、マイ・タイムラインの周知や住民参加の避難訓練を実施していく。

また、防災情報については、SNSやアプリ、メールなど多様な手段で県民に伝達していく。

危機管理体制の充実については、万が一の武力攻撃事態や大規模テロ等の発生に備え、「茨城県国民保護計画」に基づき、避難や救援等を迅速かつ的確に実施するための体制整備を図る。

災害救助等の実施については、災害救助法や被災者生活再建支援法による生活再建支援を迅速かつ適正に行うとともに、大規模災害に備えた救援物資の備蓄の確保に努める。

(2) 消防・産業保安関連施策

消防体制の充実強化については、消防職団員の技能向上のため、消防学校における教育訓練を行うとともに、今後の人口減少や大規模災害の発生リスク等を踏まえ、消防の広域化及び連携・協力を推進する。また、消防団が活動しやすい環境づくりを推進するため、団員の処遇改善や幅広い世代への普及啓発などを行っていく。

予防対策の推進については、住宅火災や林野火災等の発生防止に係る普及啓発を推進するほか、事業者及び危険物取扱者に対し、保安基準の順守徹底を指導していく。

救急救助体制の充実については、救命率の向上に資するため、傷病者の搬送基準について時代に即した見直しを行うとともに、救急現場で高度な処置を行う救急救命士の養成を推進する。

航空消防防災の推進については、防災ヘリコプター「つくば」により、地上からでは困難な捜索・救助や林野火災等の消火活動、救急搬送などを実施していく。

高圧ガス等保安対策の推進については、高圧ガスや火薬類等に関する製造・販売・貯蔵・消費に係る指導等により、災害を防止し、公共の安全確保を推進する。

(3) 原子力安全対策関連施策

原子力施設等の安全確保については、原子力安全協定に基づき立入調査などを行い、原子力施設の安全対策を確認するとともに、茨城県原子力安全対策委員会や同委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県内原子力事業所の安全対策に係る審議や検証を進めていく。

環境放射線の監視については、「茨城県環境放射線監視計画」に基づき原子力施設周辺の環境放射線の監視等を行う。

原子力防災については、東海第二発電所に係る広域避難計画や、試験研究炉・核燃料加工施設に係る屋内退避及び避難誘導計画の策定・充実に国、市町村、関係機関とともに取り組むほか、原子力防災訓練等を通じた避難計画の実効性の向上に努める。

原子力広報・原子力教育については、原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識の普及・啓発を図るため、専門家による講義や放射線測定体験の実施、児童・生徒や一般向けの冊子を発行するほか、広報紙の発行等を通じて、東海第二発電所に係る県の取組状況について引き続き情報発信していく。

2 令和8年度防災・危機管理部主要施策体系

予算額:千円	担 当 課
1 防災・危機管理関連施策	(防災体制・危機管理の強化)
防災対策の推進	818,584 (防災・危機管理課)
危機管理体制の充実	5,346 (")
災害救助等の実施	976,225 (")
2 消防・産業保安関連施策	(消防体制・産業保安の強化)
消防体制の充実強化	367,022 (消防安全課)
予防対策の推進	21,043 (")
救急救助体制の充実	15,621 (")
航空消防防災業務	361,141 (")
高圧ガス等保安対策の推進	43,029 (")
3 原子力安全対策関連施策	(原子力安全対策の推進)
原子力施設等の安全確保	24,025 (原子力安全対策課)
環境放射線の監視	960,115 (")
原子力防災	1,346,932 (")
原子力広報・原子力教育	174,692 (")

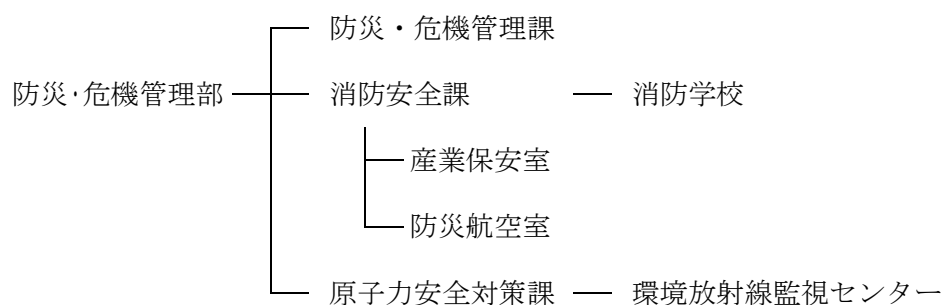
3 令和8年度当初予算課別内訳

(単位：千円)

課 名	予算額	本年度の財源内訳	
		特定財源	一般財源
防災・危機管理課	2,002,325	1,477,365	524,960
消 防 安 全 課	1,096,623	329,701	766,922
原子力安全対策課	2,739,388	2,502,591	236,797
防災・危機管理部計	5,838,336	4,309,657	1,528,679

4 防災・危機管理部の組織

(1) 組織



(2) 職員

令和8年4月1日現在

区分		職員			計	備考
		事務職	技術職	技能労務職		
本 庁	防災・危機管理課	19 (1)	3 (-)		22 (1)	部長、次長、企画室長、併任警察官、休職各1名を含む
	消防安全課	13 (1)	18 (2)		31 (3)	市町村派遣職員11名を含む
	原子力安全対策課	12 (1)	9 (-)		21 (1)	
	計	44 (3)	30 (2)		74 (5)	
出 先 機 関	消防学校	16 (2)			16 (2)	市町村派遣職員7名を含む
	環境放射線監視センター	2 (1)	6 (2)		8 (3)	
	計	18 (3)	6 (2)		24 (5)	
合計		62 (6)	36 (4)		98 (10)	

※ 団体等への派遣職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、会計年度任用職員を除く。

※ () 内の数は女性職員数を表す。

防災・危機管理課

【執行方針】

近年、災害は激甚化、頻発化し、ひとたび発生すると大規模複合災害となるおそれがあり、防災・危機管理に対する県民の関心は高まっている。

このため、防災・危機管理部では、各部局等における防災・危機管理対策の中心を担う「防災監」の連携を図り、全庁的な体制を強化している。

また、複合災害を含め、「災害等はいつでも起こり得る」という意識を持って、あらゆる事態を想定しておくとともに、万一の場合には、速やかに初動体制を立ち上げ、迅速かつ的確な情報収集と分析を行い、適切に対応できるよう、国、市町村、警察、自衛隊、指定公共機関などの関係機関との連携を強化し、防災・危機管理の一層の充実を図る。

1 防災対策の推進

(1) 防災対策の総合的推進

「茨城県国土強靱化計画」に基づき、進捗管理を行いながら、災害に強い県土づくりを推進するとともに、複合的な広域災害にも迅速かつ的確に対応できるよう、県の最新の取組や国の動向を踏まえつつ、県地域防災計画の充実を図る。

また、国や市町村及び庁内関係部局との情報共有や連携強化を図る。

(2) 避難対策強化

発災時の逃げ遅れによる人的被害ゼロに向けて、避難支援が必要な方に対する避難支援体制の維持に努めるとともに、福祉部局と連携して、個別避難計画作成の促進を図るほか、住民が適切なタイミングで避難行動を起こすための意識の啓発を図る。

(3) 災害時の情報の収集・伝達

災害時等における情報の収集・伝達のため整備した防災情報ネットワークシステムの迅速かつ的確な運用を行うとともに、国、県、市町村などが所管する各種映像（河川監視カメラ、道路監視カメラ、津波監視カメラなど）を集積・共有する映像情報集積共有システム、市町村の罹災証明書発行機能等を共通化する被災者生活再建支援システムの運用を適正に行う。

また、防災情報ネットワークシステムの衛星通信設備の更新を行う。

(4) 災害用備蓄物資の管理運営

備蓄方針に基づき、県と市町村が連携して、避難生活で必要となる物資について備蓄を進める。

災害時に確実・迅速な対応を図るため、総合防災センターで集中備蓄を行うとともに、県出先機関庁舎にて分散備蓄を行う。

2 危機管理体制の充実

(1) 危機管理対策

危機事象の発生に備え、茨城県危機管理指針に基づき、庁内の連携体制を確保し、防災監会議や危機管理連絡会議等を活用して部局間の情報共有等を行う。

また、非常時における円滑な業務執行を確保するため、業務継続計画（BCP）の点検や、各部局等における業務継続マニュアルの更新及び周知徹底を図る。

(2) 国民保護対策

武力攻撃事態や大規模テロ等に備え、国、市町村、警察、自衛隊等の関係機関との連携強化や、「茨城県国民保護計画」の点検や修正を行うほか、市町村国民保護計画の修正に係る助言や、県民等への国民保護の普及・啓発に努める。

3 災害救助等の実施

(1) 災害救助業務

災害救助法に基づき、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理等の必要な救助を行う。また、住宅に全壊等の被害を受けた被災者に対しては、被災者生活再建支援制度等より支援金を支給し、生活再建を支援する。

(2) 災害援護資金貸付

災害が発生した際に被災者の生活再建のための貸付を行う市町村に対し、必要な財源の貸付を行う。また、過去に発生した災害において災害援護資金貸付を実施した市町村から償還金の受入を行うとともに、国庫貸付金分を国に対して償還する。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
<p>1 防災対策の推進 (1) 防災対策の総合的推進</p>	<p>「茨城県国土強靱化計画」に基づき、事前防災・減災のための施策の進捗管理を行うとともに、災害対策基本法に基づき県防災会議を運営する。 また、各部局が実施している防災施策等の情報共有や部局間の協議等を行うため、防災監会議を開催する。 このほか、相互応援協定締結都県・市町村・自衛隊等防災関係機関との連携強化を図るため、各種訓練・研修会・会議を開催する。</p> <p>ア 国土強靱化のための取組の推進 新たな県国土強靱化計画に基づき、地震発生時の電気火災を防止するため、感震ブレーカー設置促進を図る。</p> <p>イ 地域防災計画の改定 近年の社会情勢の変化を踏まえ、県地域防災計画の改定を行う。</p>	<p>818,584 4,316</p>
<p>(2) 避難対策強化事業</p>	<p>市町村と連携しながら、自ら避難することが困難な方に対する避難支援体制の維持に努めるとともに、マイ・タイムラインの周知や洪水を想定した訓練の実施による住民が避難行動を起こすための意識啓発、避難行動を促す効果的な情報発信に取り組む。</p> <p>ア 避難行動要支援者の避難支援体制の維持 全ての市町村での体制維持に向けて、要支援者名簿や地域の関係者の定期的な更新について、働きかけを行う。また、避難支援の優先度が高い避難行動要支援者については、福祉部局と連携して、個別避難計画作成の促進を図る。</p> <p>イ 住民が避難行動を起こすための意識の啓発 洪水ハザード内の全小学校において、マイ・タイムライン作成授業を実施するとともに、「我が家のタイムライン」を洪水ハザード内の家庭に配布し、自治会などを通じて作成の呼びかけを行う。 また、出水期に備えるため、全市町村において可能な限り早期に避難訓練を実施する。</p> <p>ウ 避難力強化訓練 市町村と連携し、防災行政無線などによる避難の呼びかけや福祉避難所を含む避難所の開設・運営、避難行動要支援者の搬送支援など実践的な訓練を実施する。 避難所の開設・運営にあたっては、令和6年能登半島地震を踏まえ、女性や子どもに配慮した取組や温かい食事の提供、快適トイレの手配など避難所の環境改善に向けた取組を実施する。</p> <p>エ 避難意識向上のためのSNS活用 公式LINEアカウントに河川情報や避難所開</p>	<p>28,863</p>

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 災害時の情報収集・伝達	<p>設情報等をまとめて情報発信する機能を構築し、市町村からの避難発令に合わせて県民に情報発信を行う。</p> <p>オ 外国人等への災害情報提供 外国人や視覚障害者向けに、スマートフォンのアプリを活用して、災害リスク情報等を多言語や音声で提供する。</p> <p>災害時において職員及び防災関係機関が迅速、的確な応急活動が行えるよう体制を整備する。</p> <p>ア 防災情報ネットワークシステム運営管理 総合的な災害対策を実施するための防災センター施設、衛星系・地上系による通信設備、気象・災害情報を一元管理する情報設備の適正な運用管理を行う。 また、市町村、消防本部等職員のシステム操作等に係る習熟度を向上させるため、定期的に操作訓練等を実施する。 衛星通信設備を更新し、引き続き県庁と県内全市町村とを結ぶ一体的なネットワークとして運用する。 【更新対象】74箇所 (県庁、市町村 44、消防本部 24、県出先 2、自衛隊等 3)</p> <p>イ 映像情報集積共有システム運営管理 国、県、市町村などが所管する各種映像(河川監視カメラ、道路監視カメラ、津波監視カメラなど)を集積し、県災害対策本部室だけでなく、インターネットを介して、スマートフォンなどからも視聴できるシステムの適正な運用管理を行う。</p> <p>ウ 被災者生活再建支援システム運営管理 被災者に対する迅速な罹災証明書の交付等のために整備した「被災者生活再建支援システム」を市町村と共同で管理運営する。 また、市町村職員のシステム操作等に係る習熟度を向上させるため、定期的に操作研修、操作訓練等を実施する。</p> <p>エ 双方向情報伝達システム整備 双方向で情報伝達する仕組みなどの機能を有するシステム及び同システムに個人情報を提供するなどの機能を有するデータ連携基盤の保守管理を行うとともに、テレビから双方向で情報を伝達する機器の設置を促進する。</p>	<p>782, 283</p> <p>2, 596, 990 (R7 明許繰越)</p>
(4) 災害用備蓄物資の管理運営	<p>県の備蓄方針について、大規模災害等に備え品目ごとに目標量の具体的な考え方を示したうえで、避難生活に必要な 13 品目について市町村と連携して備蓄に取り組む。</p>	<p>3, 122</p>

事業名	事業の概要	予算額(千円)
2 危機管理体制の充実	<p>備蓄場所については、県央、県南、県西の3つの拠点を中心に県内14か所に分散させるなど、被災地に迅速に物資を届けられるよう対策を講じていく。</p> <p>ア 危機管理対策</p> <p>(ア) 危機管理連絡会議の運営 平時からの全庁的な危機管理体制の整備を推進するとともに、危機事象発生時においては、情報共有や総合調整を行い、迅速かつ確に応急対策を実施する。</p> <p>(イ) 茨城県危機管理対策本部の設置・運営 武力攻撃事態や大規模テロなど、県民に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象が発生し、全庁的な対応が必要な場合、危機管理対策本部を設置し、総合的な対策に取り組む。</p> <p>(ウ) 業務継続計画及びマニュアルの維持管理 災害時に必要な応急対策業務や県民生活に必要な通常業務を適切に実施するため、「茨城県業務継続計画(地震編)」及びマニュアルについて、各部局等と連携して適切に更新するとともに、職員への理解定着を図る。</p> <p>イ 国民保護対策</p> <p>(ア) 国民保護体制の充実強化 研修会や訓練の実施により、職員の対処能力の向上と関係機関との連携を強化するとともに、訓練等により検証し、「茨城県国民保護計画」がより実効的なものとなるよう取り組む。</p> <p>(イ) 国民保護措置の習熟・連携強化 情報共有や研修会の実施により、県、市町村及び警察、自衛隊等の関係機関の国民保護措置活動への習熟と関係機関相互の連携強化を図る。</p> <p>(ウ) 国民保護の普及・啓発 ホームページやイベントを活用するなど、県民に対する国民保護の普及・啓発に努める。</p>	5,346
3 災害救助等の実施 (1) 災害救助業務	<p>災害等による被災者に対し、災害救助法その他の支援制度による支援を実施する。</p> <p>(ア) 災害救助法に基づき、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理など必要な救助を行う。</p> <p>(イ) 被災者生活再建支援法に基づき、被災者に対し、被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県センター)を通じて支援金を支給する。</p> <p>(ウ) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の原資である被災者生活再建支援基金への追加拠出を行う。</p> <p>(エ) 茨城県被災者生活再建支援補助事業により、被災者生活再建支援法の適用にならない住宅全壊被害等の被災者に対し、支援金を支給する。</p> <p>(オ) 災害弔慰金等を支給した市町村に対し、費用の一部を補助する。</p>	976,225 871,456
(2) 災害援護資金貸付	<p>災害が発生した際に被災者の生活再建のための貸付を行う市町村に対し、必要な財源の貸付を行う。</p>	104,769

事業名	事業の概要	予算額(千円)
	また、過去に発生した災害において災害援護資金貸付を実施した市町村から償還金の受入を行うとともに、国庫貸付金分を国に対して償還する。	

消 防 安 全 課

【執行方針】

近年の気候変動等による災害の激甚化・頻発化や、急速に進展する人口の高齢化等に伴う救急搬送件数の増加、少子化や就労形態の変化に伴う消防団員数の減少など、様々な課題を抱える中、今後とも県民の生命、身体及び財産を守るため、消防体制の充実強化及び高圧ガス等の保安対策強化を図る。

1 消防体制の充実強化

(1) 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員の消防に関する知識及び技能の習得並びに向上を図るため、消防学校において、救急・救助・警防・予防などの各分野に関する教育訓練を行う。

(2) 消防の広域化及び連携・協力の推進

高齢化の進展に伴う救急需要の拡大や、災害や事故の多様化・大規模化等の環境の変化に対応できるよう、各消防本部における広域化の意向を確認しながら、消防の広域化を推進するとともに、広域化の下地となる消防の連携・協力を推進するため、いばらき消防指令センターの共同運用の拡大や、119番通報時に管轄の消防本部に出動可能な車両がない場合に近隣の消防本部の車両が出動する運用の拡大などを働きかける。

また、いばらき消防指令センターの消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの更新費用に対し財政支援を行い、市町村の負担軽減と県内の消防体制の向上を図る。

(3) 消防団の活動支援

地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団について、年額報酬や出動報酬の引き上げ等による団員の処遇改善や、大規模災害時の出動や通訳など特定の役割を担う機能別団員制度等の導入を働きかけるなど、消防団が活動しやすい環境の整備に取り組む。

また、地域防災における消防団の重要性ややりがいについて、若い世代をはじめとして、幅広い世代の理解促進を図るため、消防団活動に係るPR動画や、各種イベントを活用し、市町村や県消防協会と連携した広報活動を展開していく。

2 予防対策の推進

火災予防思想の普及啓発のため、春・秋2回の「全国火災予防運動週間」を中心に各種広報活動を実施するとともに、女性防火・防災クラブなどの民間防災組織の育成・強化を図る。

また、関係機関と連携を図りながら、住宅用火災警報器の普及促進や、林野火災の予防に係る啓発を行う。

さらに、危険物施設の安全確保のため、事業者及び危険物取扱者に対し、保安基準の順守徹底を指導する。

3 救急救助体制の充実

傷病者の救命率の向上を図るため、「茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」に基づき、救急搬送・受入れの迅速かつ適切な実施を図るとともに、救急資機材の高度化や救急救命士などの計画的養成、メディカルコントロール体制の整備充実など、病院前救護体制の充実強化を図る。

4 航空消防防災の推進

防災ヘリコプター「つくば」により、水難・山岳遭難事故等における捜索・救助活動や、救急患者の搬送、林野火災の消火活動、隣接県の防災ヘリコプター運航不能時等の広域応援活動などを実施することで、各消防本部の活動を支援する。

5 高圧ガス等保安対策の推進

高圧ガスや火薬類等の規制・指導、電気工事業者等の登録・指導などを行うとともに、事業所の防災・減災対策を促進させることにより、災害を防止し、公共の安全を確保する。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 消防体制の充実強化		367,022
(1) 消防学校運営	<p>消防職団員が業務を的確に遂行し、県民の期待に十分に答えることができるよう、消防学校における教育訓練を通じ、高度で専門的な知識と技術を習得させ、使命感及び士気の高揚、規律の保持、協調精神の涵養を図る。</p> <p>特に、初任教育においては、直ちに警防隊員として活動できる技能と基礎体力の向上を図ることを基本方針として、実践的な教育訓練を行う。</p> <p>また、消防学校内の施設設備については、消防現場の装備の近代化や、建物及び主要備品の老朽化に対応するため、計画的な更新及び修繕を行う。</p>	205,571
(2) 消防団署等指導育成	<p>消防職団員の士気高揚と消防活動に対する県民の理解を深めるため、消防大会・消防ポンプ操法競技大会及び消防職団員に対する表彰を行う。</p>	19,751
(3) いばらき消防指令センター通信指令機器更新支援事業	<p>いばらき消防指令センターの消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの更新費用について財政支援し、市町村の負担軽減と県内の消防防災力の強化を図る。</p>	141,700
2 予防対策の推進		21,043
(1) 消防業務	<p>春・秋2回の「全国火災予防運動週間」を中心に各種広報活動を実施し、火災予防思想の普及啓発に努めるほか、小中学生を対象とした火災予防ポスターコンクールを実施し、最優秀作品を火災予防啓発ポスターに採用し、各市町村に配布する。</p> <p>また、火災による死者の低減を図るため、住宅防火対策を推進する。</p> <p>【全国火災予防運動週間】</p> <p>春 3月1日～7日</p> <p>秋 11月9日～15日</p> <p>また、県内の消防設備の現況等を取りまとめ、消防防災データ集を作成する。</p>	1,470
(2) 危険物規制指導	<p>危険物安全週間を中心にポスターの掲示を行うとともに、危険物安全大会を開催し優良事業所等を表彰するなど、安全意識の高揚に努める。</p> <p>また、規制指導に従事する職員に、引き続き市町村からの派遣消防職員を充て、指導強化を図る。</p> <p>【危険物安全週間】6月7日～13日（令和8年度）</p>	18,764

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(3) 石油コンビナート等 防災対策	石油コンビナート等特別防災区域内に立地する事業所に対する規制、指導を行うとともに、消防本部等防災関係機関との連絡調整等を行い、防災体制の確立に努める。	809
3 救急救助体制の充実		15,621
(1) 救急高度化対策事業	救命率の向上に資するため、プレホスピタル・ケア(病院前救護)の更なる充実を図り、市町村の行う救急業務の高度化を推進する。 ア 「茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準」を実効的に運用するとともに、定期的に見直しを行い、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な実施を図る。 イ メディカルコントロール体制の整備 救急救命士を含む救急隊員の行う応急処置の質を医学的見地から担保するため、メディカルコントロール体制の充実・強化を図る。 ・茨城県救急業務高度化推進協議会の運営 ウ 救急救命士の養成 救急現場において高度な処置が実施できる救急救命士を養成するため、教育訓練を実施する(一財)救急振興財団の運営費を負担する。 令和7年度 17名養成 (令和7年4月現在で消防本部に所属する救急救命士の総数 1,283名)	13,831
(2) 救急体制強化事業	医師や救急救命士等に対する教育研修を実施し、救護の質の維持向上を図る。	1,790
4 航空消防防災業務	大規模災害時における情報収集、林野火災の消火、救助、救急搬送などを行う防災ヘリコプター「つくば」を運航する。 【防災ヘリコプター「つくば」の概要】 ・駐機場所 つくば市上境「つくばヘリポート」 ・運航時間 8:30~17:15 (緊急時は日の出から日没まで)	361,141
5 高圧ガス等保安対策の推進		43,029
(1) 高圧ガス等保安対策事業	公共の安全確保を推進するため、高圧ガス・火薬類等に関する製造・販売・貯蔵・消費に係る規制・指導や電気工事業等の登録・指導などを行う。	43,029

<p>(2) LPガス料金負担軽減支援事業</p>	<p>ア 高圧ガス保安対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス関連許可申請の審査、保安検査等の実施 保安講習会の開催 ・コンビナート事業所における自主保安の推進 <p>イ 液化石油ガス保安対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス関連許可申請・登録の審査、保安検査等の実施、保安講習会の開催 <p>ウ 火薬類等保安対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火薬類関連許可申請の審査、保安検査等の実施、保安講習会の開催 ・猟銃等の製造・販売の許可審査・立入検査等の実施 <p>エ 電気工事等保安対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気工事士免状の交付、電気工事業の登録及び指導 <p>LPガス販売事業者を通じて、LPガス使用料金を値引きすることにより、物価高騰に伴う一般消費者等の負担軽減を図る。</p>	<p>692,414 (R7 明許繰越)</p>
---------------------------	--	------------------------------

原子力安全対策課

【執行方針】

福島第一原子力発電所事故などを踏まえ、県内原子力施設の安全性や防災体制への県民の関心は高い状況にある。

このため、県においては、関係市町村とともに東海・大洗地区の 16 原子力事業者と締結している原子力安全協定に基づく立入調査による原子力施設の安全対策の確認や、「茨城県環境放射線監視計画」に基づく原子力施設周辺の環境放射線の監視・評価等を行う。

また、万が一の事故に備えた原子力防災体制の構築に向け、関係機関と連携し広域的な課題の解決を図りながら、避難計画の実効性の確保に取り組むことにより、関係市町村の避難計画の策定・充実を支援するほか、原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識の普及等を通じて県民の理解促進に努める。

1 原子力施設等の安全確保

原子力安全協定に基づき、原子力施設への立入調査を行うとともに、茨城県原子力安全対策委員会において、原子力施設の地震・津波対策や重大事故対策等について検証するなど原子力施設の安全性に係る対策強化に努める。また、茨城県原子力安全対策委員会東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおいて、県民意見も踏まえた安全性の論点等について検証を進めるとともに、検証が進んだ論点については、検証結果を分かりやすくまとめた資料を県ホームページ等で公表していく。

2 環境放射線の監視

茨城県東海地区環境放射線監視委員会において、「茨城県環境放射線監視計画」に基づき実施した環境放射線の常時監視や土壌・農畜水産物等環境試料中の放射能の測定・分析結果の評価を行い県民に公表する。また、緊急時には環境放射線監視センターや茨城県原子力オフサイトセンター等が連携し、迅速な放射能の測定分析に努める。

3 原子力防災

東海第二発電所に係る広域避難計画や試験研究炉、核燃料加工施設に係る屋内退避及び避難誘導計画の策定・充実に国、市町村、関係機関とともに取り組む。

また、原子力災害時の応急対策活動に必要となる資機材の整備を進めるとともに、茨城県原子力オフサイトセンターの維持管理、要配慮者の屋内退避施設への放射線防護対策設備の更新、防災業務関係者に対する防災研修などを行う。

4 原子力広報・原子力教育

原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識の普及・啓発を図るため、原子力ハンドブック等の発行、ラジオ・動画等による広報を行うほか、市町村等が実施する広報事業への支援や、学校への講師派遣による体験授業などを行う。また、東海第二発電所等に係る県の取組状況については、原子力広報いばらきの発行等を通じて情報発信していく。

【事業計画】

事業名	事業の概要	予算額(千円)
1 原子力施設等の安全確保		24,025
(1) 原子力環境安全対策 ・原子力安全協定 ・使用済燃料輸送協定 ・通報連絡協定	原子力安全協定、使用済燃料輸送協定等を的確かつ円滑に運用する。 ア 原子力安全協定に基づく安全性の確認 ・原子力施設の新増設等計画 ・定期検査の計画及び結果 ・事故、故障（原因、対策等） ・運転状況、被ばく状況等（定期的報告） イ 原子力施設への立入調査の実施 ウ 通報連絡訓練の実施 エ 原子力施設の事故・故障等に係る情報提供	1,768
(2) 茨城県原子力審議会の運営	本県の原子力施策の基本方針、大規模な原子力施設の新増設計画等について調査審議する。 （審議会委員：23名）	706
(3) 茨城県原子力安全対策委員会の運営	原子力施設周辺の環境安全、原子力施設の安全性など、原子力安全対策について技術的・専門的に調査検討する。 （委員会委員：14名）	1,562
(4) 放射線監視・防災対策専門員の配置	原子力施設への立入調査等の際に技術的な助言を得るため、原子力の知識及び経験を有する放射線監視・防災対策専門員を県及び東海村、(公社)茨城原子力協議会（必要に応じて関係5市町*へ派遣）に配置する。 ※那珂市、大洗町、常陸太田市、日立市、茨城町	19,989
2 環境放射線の監視		960,115
(1) 放射線監視対策	ア 環境放射線の常時監視 原子力施設周辺における空間ガンマ線量率や主要な排水口における放射能濃度の24時間連続測定を行う。 測定結果は専用のシステムにより収集し、環境放射線監視センターにて常時監視するとともに、市町村等に設置した表示局（大型モニター）やホームページにおいてリアルタイムで表示し、住民に直接監視情報を提供する。 ※常時監視局：73局（うち県設置局：52局、事業所設置局：11局、排水局（事業所設置）：4局、排気筒局（事業所設置）：6局） イ 環境試料中の放射能の測定・分析 原子力施設からの影響の有無を確認するため、土壌、河川水、海水、農畜水産物等の環境試料を定期的に採取し、放射能の測定・分析を行う。	947,533

事業名	事業の概要	予算額(千円)
	ウ 茨城県東海地区環境放射線監視委員会の開催 環境放射線の測定結果については、監視委員会の下部組織である評価部会において評価等を行うとともに、監視委員会へ報告した上で、ホームページや環境放射線監視季報等で公表する。 (委員会委員：29名)	
	エ 環境放射線監視センターの運営 平常時には、環境放射線の常時監視、環境試料中の放射能の測定・分析を行う。 緊急時には、茨城県原子力オフサイトセンター等と連携し、緊急時モニタリングを実施する。	
(2) 環境放射能水準調査	全国的な環境放射能の水準を把握するため、空間ガンマ線量率や環境試料中の放射能を測定・分析する。 (原子力規制庁委託事業として47都道府県が実施)	12,582
3 原子力防災		1,346,932
(1) 防災活動資機材等の整備・維持管理	原子力災害時の応急対策活動に必要な防護服や放射線測定器等の資機材を計画的に整備し、維持管理を行うとともに、一部の資機材については関係14市町村に貸与する。 また、原子力災害時において、原子力災害拠点病院としての活動に必要な設備の整備に対し補助する。	362,924 7,370 (R7 明許繰越)
(2) 茨城県原子力オフサイトセンターの維持管理	原子力災害時の応急対策活動の拠点施設として十分に機能するよう、施設・設備の維持管理、管理員の配置等を行う。 また、原子力災害時において、緊急事態応急対策活動の拠点施設として必要な設備の整備を行う。	52,502 16,625 (R7 明許繰越)
(3) 防災研修の実施	原子力防災に関する知識と技術の習得を図るため、防災業務関係者(県、市町村、警察、消防職員等)を対象に各種研修を実施する。	17,989
(4) 防災対策調査・普及啓発等の実施	地域防災計画や広域避難計画の見直し等に資する調査の実施、市町村の避難計画策定等の支援のほか、避難計画の実効性について、事前に必要な準備が対策に盛り込まれているかどうか専門的見地から検証を行う。	174,483
(5) 統合原子力防災ネットワークの運営	原子力災害時の国、県、市町村等の防災関係機関の情報共有・連絡体制を確保するため、TV会議システムやIP電話等の設備の保守管理を行う。	93,252
(6) 緊急時モニタリング資機材の整備・維持管理	原子力災害時における環境放射線の状況に関する情報収集や、防護措置実施の判断材料として空間線量率の測定、環境試料中の放射性物質の測定等を実施するために必要な資機材の整備・維持管理等を行う。	60,725

事業名	事業の概要	予算額(千円)
(7) 原子力防災訓練の実施	原子力災害時の応急対策が、迅速・的確に行われるよう、また住民の防災意識の向上を図るため、原子力防災訓練やシステムの操作訓練を実施する。	53,174
(8) 立地地域の災害対応能力の向上に向けた取組	原子力災害を含む災害時の避難等の実効性を高めるため、防災倉庫や、住民の避難支援システムの維持運営等に取り組む。	531,883
(9) 原子力災害対策事業費補助	原子力災害時において、病院・社会福祉施設等の要配慮者が屋内退避を行うため、放射線防護対策設備の更新に対し補助する。	76,951 (R7 明許繰越)
4 原子力広報・原子力教育		174,692
(1) 県民に対する原子力基礎知識の普及	<p>広く県民に対し原子力や放射線、原子力防災等に関する基礎知識の普及・啓発を図るため、各種広報事業を実施するとともに、市町村が行う広報事業を支援する。</p> <p>ア 県の実施する広報事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力ハンドブック、原子力エネルギーブックの発行 ・ラジオや動画配信による広報 ・県民等への普及啓発講座の開催 <p>イ 市町村の広報事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東海村等関係9市町村が行う広報事業（パンフレット作成、研修会や施設見学会の開催等）に対する助成 	95,060
(2) 学校教育における原子力基礎知識の普及	<p>学校教育において原子力基礎知識の普及・啓発を図るため、児童・生徒及び教員向けの事業を実施するとともに、市町村が行う教育事業を支援する。</p> <p>ア 県の実施する教育事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員を対象としたセミナーの開催 ・県内の小中学校、高校、特別支援学校への原子力専門家の派遣による体験事業の実施 <p>イ 市町村の教育事業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水戸市等16市町が行う教育事業（実験用教材の購入等）に対する助成 	43,132
(3) 広報紙の発行・配布	東海第二発電所に係る安全性の検証や避難計画の策定状況、課題の取組状況などについて、広報紙（原子力広報いばらき）の発行等を通じて、広く県民への周知を図る。	36,500

(参 考 資 料)

〔計画の概要〕

○茨城県国土強靱化計画-----	1 9
○茨城県地域防災計画（地震災害、津波災害、風水害等対策計画編）----	2 0
○茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）-----	2 1
○原子力災害に備えた茨城県広域避難計画-----	2 2
○茨城県業務継続計画（地震編）-----	2 3
○茨城県国民保護計画-----	2 4
○茨城県石油コンビナート等防災計画-----	2 5
○茨城県傷病者の搬送及び受け入れに関する実施基準-----	2 6

〔付属機関一覧〕-----	2 7
---------------	-----

〔関係団体一覧〕-----	2 8
---------------	-----

茨城県国土強靱化計画

計画策定の趣旨	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、大規模災害に対する生活の安全が確保され、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、本計画を策定する。
計画期間	令和8（2026）年度から令和11（2029）年度まで （平成29年2月策定 令和8年3月改定）
計画の特徴	国の国土強靱化基本計画との調和を保ち、県政全般に関する計画として、国土強靱化の関連部分において県総合計画や部門別計画等の指針となるもの。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ・ 強くしなやかないばらきづくり ・ 首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実 ○ 基本目標 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命の保護が最大限図られること ・ 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ・ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ・ 迅速な復旧復興 ○ 脆弱性評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 32のリスクシナリオごとに現行施策の脆弱性評価を行い、7つの個別的施策分野及び6つの横断的分野ごとに結果を整理 ○ 推進方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 脆弱性評価結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策群を施策分野ごとに整理。 <ul style="list-style-type: none"> ① 個別施策分野 行政機能／警察・消防等／防災教育等 など7分野 ② 横断的分野 リスクコミュニケーション など6分野 ③ 数値目標：県内防災士数（累計） など 28項目
計画の推進体制	各部局庁と連携し、毎年度、施策の進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組を検証し、必要に応じて改善を図っていく。
備考	令和8年3月に、国に基本計画の内容や直近の大規模災害における教訓等を踏まえ改定。

茨城県地域防災計画（地震災害、津波災害、風水害等対策計画編）

計画策定の趣旨	<p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、県の地域に係る災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民を災害から保護するための事項を定め、もって防災の万全を期するものである。</p>
計 画 期 間	<p>定めなし（昭和 38 年 10 月策定、令和 8（2026）年 3 月最終修正）</p>
計 画 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「防災基本計画」に基づき、茨城県防災会議において作成し、毎年検討を加え、必要がある場合は修正を加える。 ・ 指定行政機関等の防災業務計画に抵触してはならない。 ・ 作成・修正の際は、内閣総理大臣に報告する。
計 画 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県に係る防災に関し、指定地方行政機関をはじめとする防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ・ 防災施設の新設・改良、教育・訓練その他の災害予防 ・ 情報の収集・伝達、災害に関する予報・警報の発令・伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急対策 ・ 災害復旧に関する事項別の計画 <p><最近の改定（令和 8（2026）年 3 月）の状況></p> <p>防災基本計画の修正や県の最新の取組等を踏まえ、地震災害、津波災害、風水害等対策計画編を改定。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①富士山の火山灰対策を踏まえ、降灰により想定される影響や住民への情報の発信など留意すべき事項を明記 ②これまで避難所を活動範囲としてきたDWA T（災害派遣福祉チーム）派遣について、災害救助法等の改正に伴い、在宅や自家用車等で避難生活を送る要配慮者へも福祉サービスを拡大 ③災害対策基本法の改正を踏まえ、県及び市町村の物資の備蓄状況を年 1 回公表する旨を明記 ④地域コミュニティの防災体制を強化するため、防災士との連携を明記 ⑤災害が発生し、生命又は身体に危害を受けるおそれが生じる段階で、迅速な災害救助法適用を検討する取扱いを明記
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時から災害に備えるとともに、発災時には、国、県、市町村等防災関係機関が連携して、災害応急対策及び災害復旧に当たる。

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）

計画策定の趣旨	<p>災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 40 条の規定に基づき、原子力災害から県民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、原子力事業所から放射性物質が異常な水準で事業所外へ放出される事態に対し、国、県、市町村、指定公共機関等の防災関係機関が防災に関してとるべき措置を定めるもの。</p>
計 画 期 間	定めなし（昭和 38 年 10 月策定、令和 6（2024）年 3 月最終修正）
計 画 の 特 徴	<p>国の「防災基本計画」及び「原子力災害対策指針」に基づき、茨城県防災会議において作成し、必要がある場合は検討し修正を加える。</p>
計 画 の 概 要	<p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ・ 原子力災害事前対策（災害応急体制及び設備の整備等） ・ 緊急事態応急対策（事故発生時における連絡及び初期活動等） ・ 原子力災害中長期対策（各種規制措置の解除等） <p>○最近の改定の状況</p> <p>令和 6 年 3 月 国の防災基本計画（原子力災害対策編）の改定に伴う改定。</p> <p>○主な改定内容</p> <p>本県における防災業務関係者の属する組織は、放射線業務従事者の平時における被ばく限度である 5 年間につき 100mSv かつ 1 年間につき 50mSv（ただし、人命救助等の緊急かつやむを得ない作業を実施する場合は、100mSv）を参考として、あらかじめ指標を定めておくことを明記。</p>
計画の推進体制	<p>平常時から災害に備えるとともに、発災時には、国、県、市町村等防災関係機関が連携して、災害応急対策及び災害復旧に当たる。</p>

原子力災害に備えた茨城県広域避難計画

計画策定の趣旨	国の防災基本計画及び県地域防災計画に基づき、あらかじめ避難計画を策定することとされている市町村の取組を支援するために定めるもの。
計画期間	定めなし（平成27年3月策定、令和5（2023）年5月最終改定）
計画の特徴	P A Z（原子力発電所から概ね5 kmの範囲）及びU P Z（同5～30 kmの範囲）を含む市町村が避難計画を策定するうえで必要な避難先や避難経路など基本的な事項と課題を取りまとめている。
計画の概要	<p>○基本的な考え方</p> <p>P A Zでは放射性物質放出前の全面緊急事態において直ちに避難を開始し、U P Zでは放射性物質放出後、空間放射線量率の測定結果に基づき段階的に避難する。</p> <p>○計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象：30 km圏内14市町村の約92万人 ・ 避難先：30 km圏外の県内30市町村及び近隣5県 ・ 避難経路：高速道路や国道など主な幹線道路を設定 ・ 防護措置：原子力災害対策指針（EAL、OIL）に基づく対応 <p>○住民の避難等に係る広報</p> <p>○住民等の避難</p> <p>○複合災害への当面の対応</p> <p>○安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査の実施</p> <p>○避難所の開設と運営等</p> <p>○避難状況の確認</p> <p>○今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の避難先の確保 ・ 避難退域時検査実施体制の確保 ・ 安定ヨウ素剤の配布体制 ・ 複合災害時に係る対応 <p>※このほか、国や市町村等と共有している課題として、移動手段の確保、要配慮者対策、屋内退避時の対応等</p>
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の確保など広域的な課題の解決を図りながら、関係市町村の避難計画の策定を支援する。 ・ 避難計画を策定した9市町村においても、避難計画の実効性の確保が課題となっていることから、原子力災害時の避難計画に係る検証委員会において順次検証を行い、県や市町村の避難計画の実効性の向上に努めていく。

茨城県業務継続計画（地震編）

計画策定の趣旨	大規模地震により、庁舎や設備の損傷、ライフラインの途絶、職員の被災など、人員・物資・情報など利用できる資源が制約を受ける状況下において、応急復旧対策業務を行いつつ、県民生活に必要な不可欠な通常業務を継続もしくは早期に復旧させる。
計画期間	定めなし（平成24年9月策定、令和4（2022）年3月改定）
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務継続計画に示す方針に基づき、本庁各課及び各出先機関を単位とする業務継続マニュアルを作成する。 ・ マニュアル作成にあたっての想定は、原則として次のとおりとし、大規模地震が施設や庁舎などの業務執行環境や、人員・物資・資機材などの業務資源に与える影響を考える。 ＊冬の休日の夕方・深夜など、対応がより困難な季節や発災時間帯を想定 ＊震度6強以上や大津波が生じ、県内全域で大きな被害が発生 ・ マニュアルは、毎年見直しを行う。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の優先順位をあらかじめ整理し、緊急性や優先度の低い業務は大幅に縮小(又は休止・中止)する。 ・ 業務の実施に必要な人員や物資などの確保策や代替策等をあらかじめ検討・準備する。 ・ 本庁各課（室）及び各出先機関を単位とした業務継続マニュアルを作成する。 ○ マニュアルの内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発災時に行う業務の選定、必要人員の算定 ・ 庁舎の耐震性や職員参集時間の把握 ・ 業務継続に必要な人員や代替施設、電気・水道等の確保策の準備 ○ 市町村・関係機関との協力・連携 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村における業務継続計画策定等への協力 ・ 関係機関に対する計画やマニュアルの理解促進と連携強化
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災監会議（議長：防災・危機管理部長）により業務継続に係る情報の共有や、課題対応策の全庁調整を図り、計画及びマニュアルの維持管理を行う。 ・ 各所属において業務継続マニュアルの点検及び見直しを実施し、発災時に職員が迅速かつ的確に対応できるよう、定期的な勉強会等を行うよう要請している。

茨城県国民保護計画

計画策定の趣旨	大規模テロや武力攻撃事態等が発生した場合に、国民保護措置を迅速かつ的確に実施し、県民の生命、身体及び財産を保護し、県民の安全を確保する。												
計画期間	定めなし（平成18年1月策定 平成30年12月最終修正）												
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本県には多くの産業集積や原子力施設、さらには、石油化学コンビナートが立地していることから、これら重要施設の安全を確保するための平素からの備えを十分行う。 ・武力攻撃やテロ攻撃等による被害に迅速に対処するため、武力攻撃事態等が認定される前であっても、知事を本部長とする危機管理対策本部を設置して、情報収集、現場での対応や国への報告等の初動体制を十分確保する。 												
計画の概要	<p>県国民保護計画は全5編から構成され、各編の主な内容は次のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">編</th> <th style="width: 90%;">主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編 総則</td> <td>国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。</td> </tr> <tr> <td>第2編 平素からの備え</td> <td>国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発</td> </tr> <tr> <td>第3編 武力攻撃事態等への対処</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動体制の確立。 ・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。 ・被災住民の安否情報の収集及び回答。 ・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。 </td> </tr> <tr> <td>第4編 復旧等</td> <td>県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。</td> </tr> <tr> <td>第5編 緊急処理事態への対処</td> <td>緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。</td> </tr> </tbody> </table>	編	主 な 内 容	第1編 総則	国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。	第2編 平素からの備え	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発	第3編 武力攻撃事態等への対処	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動体制の確立。 ・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。 ・被災住民の安否情報の収集及び回答。 ・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。 	第4編 復旧等	県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。	第5編 緊急処理事態への対処	緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。
編	主 な 内 容												
第1編 総則	国民保護措置を実施するに当たっての基本的人権の尊重、指定地方公共機関等の自主性の尊重、従事者の安全の確保等の基本方針。												
第2編 平素からの備え	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素から必要な体制の整備。 (主な備え) 非常通信体制の整備、訓練の実施、生活関連等施設の警戒の強化、物資資材の備蓄、国民保護の啓発												
第3編 武力攻撃事態等への対処	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等の認定前における危機管理対策本部設置による初動体制の確立。 ・市町村との連携による被災地等における収容施設の供与、生活必需品の給与、医療の提供等の救援の実施。 ・被災住民の安否情報の収集及び回答。 ・原子力事業所が武力攻撃を受けた場合の地域防災計画（原子力編）と連携した措置の実施。 												
第4編 復旧等	県が管理する施設及び設備への武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧の措置。												
第5編 緊急処理事態への対処	緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準拠。												
計画の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県国民保護協議会（会長：知事、委員：60名以内） 根拠：国民保護法第37条第1項 事務：都道府県の国民保護に関する重要事項の審議 												

茨城県石油コンビナート等防災計画

計画策定の趣旨	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号以下「法」という。)第2条第2号に定める「石油コンビナート等特別防災区域」に係る災害の防止に関する基本的事項を定め、国、地方公共団体、公共機関及び事業所の責務を明確にするとともに、それぞれの全機能が総合的に発揮できるよう防災体制を確立し、もって地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
計画期間	定めなし(昭和52年12月策定、令和7(2025)年3月最終修正)
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等特別防災区域内の防災対策について記載されており、本県では鹿島臨海地区(鹿島港周辺)のみが該当する。 ・法第31条に本計画の作成、修正が義務付けられている。 ・毎年検討を加え、必要がある場合は修正を加える。
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート等特別防災区域の状況 ・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 ・防災組織の整備状況及び相互応援体制 ・災害の想定 ・災害予防対策 ・災害応急対策 ・災害復旧対策
計画の推進体制	法第27条の定めにより茨城県石油コンビナート等防災本部を設置している。知事を本部長、関係行政機関等の長を本部員とする組織で、同条第3項に定める当該組織の事務の一つに本計画の推進がある。

茨城県傷病者の搬送及び受入れに関する実施基準

計画策定の趣旨	消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図る。
計画期間	定めなし（平成 22 年 11 月策定、令和 7 年 8 月最終改正）
計画の特徴	中等症以上の傷病者を速やかに医師の管理の下に置くことができるよう、傷病者の受入医療機関選定に一定時間以上を要した場合、あらかじめ定めた医療機関に搬送することとした。
計画の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療機関リスト 緊急度、重症度、専門性等の観点から分類した 15 の症状に対応できる医療機関のリストを作成。 2 選定基準 症状別医療機関リストから原則として直近の医療機関に搬送する。 3 観察基準 救急隊が、現場で傷病者の状況を適切に観察し、該当する医療機関リストを選択できるよう作成。 4 受入医療機関確保基準 処置困難やベッド満床等の理由により、傷病者の受入れ医療機関の選定に、20 分程度以上要した場合は、あらかじめ定めた医療機関に搬送し、必要な処置を行う。
計画の推進体制	消防法に基づく県の付属機関である「茨城県救急業務高度化推進協議会（会長：県医師会長）」において、毎年、実施基準に係る救急搬送の調査分析を行い、必要な見直しを行う。

付属機関一覧

令和8年4月1日現在

名 称	設置目的(根拠法令等)	定 数	任 期	主管課
茨城県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第37条	60名 以内	2年	防災・危機管理課
茨城県防災会議	災害対策基本法 (昭和36年法律第233号) 第14条	69名 以内	2年	防災・危機管理課
茨城県石油コンビナート等 防災本部	石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号) 第27条	なし	知事が任命する者(1名) 2年	消防安全課
茨城県救急業務高度化推進 協議会	消防法 (昭和23年法律第186号) 第35条の8	なし	2年	消防安全課
茨城県原子力審議会	茨城県行政組織条例	25名 以内	2年	原子力安全対策課

関係団体一覧

令和8年4月1日現在

団体名	代表者	住所	主管課	備考
(公財)茨城県消防協会	葉梨 衛	水戸市千波町1918 (セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内)	消防安全課	県出資法人
(公社)茨城県危険物安全協会連合会	幡谷 定俊	水戸市笠原町978番26 (茨城県市町村会館内)	消防安全課	
(一社)茨城県消防設備協会	入江 元	水戸市五軒町1-4-19 (茨城県酒造会館内)	消防安全課	
(一財)消防試験研究センター茨城県支部	横山 公亮	水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル内)	消防安全課	
(一社)茨城県高圧ガス保安協会	柳川 隆則	水戸市桜川2-2-35 (茨城県産業会館内)	消防安全課	
(一社)茨城県火薬類保安協会	河野 秀幸	水戸市笠原町978番26 (茨城県市町村会館内)	消防安全課	
茨城消防救急無線・指令センター 運営協議会	高橋 靖	水戸市内原町1395番地の1	消防安全課	
(公社)茨城原子力協議会	田内 広	東海村村松225-2	原子力安全対策課	

防災環境産業委員会資料

- 1 防災対策の強化について【防災・危機管理課】・・・・・・・・・・ 2
- 2 消防団の充実強化について【消防安全課】・・・・・・・・・・ 8
- 3 東海第二発電所の現況及び県の取組状況について
【原子力安全対策課】・・・・・・・・・・ 10

令和 8 年 4 月 20 日
防災・危機管理部

1 防災対策の強化について

防災・危機管理課

洪水ハザード内の逃げ遅れによる人的被害ゼロに向けた訓練の実施や、感震ブレーカーの設置促進等、防災対策の強化に取り組んでいる。

1 洪水ハザード内の住民を対象とした避難訓練

○今年度も全市町村で台風シーズンが始まる6月末までを目途に実施

【訓練内容】

- (1) 防災行政無線などで避難情報を発令し、住民に避難所への避難を呼びかけ
- (2) 避難行動要支援者の避難支援の要否確認を行い、避難所まで搬送
- (3) 避難所を開設し避難してきた方の受け入れ（※）

※能登半島地震を踏まえ、重点項目として次の取組を実施

- ・清潔で快適なトイレ環境の整備
- ・簡易ベッド・パーテーションの設置
- ・女性に配慮した取組（性被害防止ポスター掲示、防犯ブザー設置）
- ・上記資機材等の手配訓練

○避難力強化訓練の実施

- ・県と土浦市の共催による避難力強化訓練を5月23日(土)に実施
他市町村職員に見学してもらうことで、各自治体の訓練へ内容を反映

<訓練の様子>



2 避難行動要支援者の避難支援体制

○地域の関係者による避難支援体制の維持

- ・自治会や自主防災組織、民生委員等を活用し、2026(令和8)年1月末までに全市町村で整備を完了。引き続き、市町村に対し、避難行動要支援者名簿や支援者の定期的な更新を働きかけ
- ・避難支援の優先度が高い避難行動要支援者については、福祉部と連携して、個別避難計画作成を促進

3 マイ・タイムラインの作成促進

○本県独自様式（我が家のタイムライン）を作成し、市町村を通して、自治会に説明するとともにハザード内の全世帯に配布

○児童生徒や地域住民向けの作成講座を実施。

【2025(令和7)年度実績】 洪水ハザード内の小学校での作成講座：62校 2,303人
住民向け作成講座：16回 1,012人

○WEB版作成システムを県HPで公開

4 感震ブレーカー設置促進事業【新規】

○震災時に発生する火災については、約半数が電気によるものであるため、市町村を通じて感震ブレーカーの設置費用を補助することにより、地震による火災被害を防止

(1) 事業費 2,100 千円

(2) 事業内容

・住宅に感震ブレーカーを設置する世帯に対し、市町村を通じて、購入及び設置費用を補助

●補助率：市町村負担額の 2 / 3

(R 8・9 は 2 / 3 R10～は 1 / 2 を予定)

●補助上限額：35 千円 / 件

主な感震ブレーカーの種類



5 外国人向け防災情報提供アプリ活用事業【新規】

○平時や災害時において周辺のハザード情報や避難情報を音声や多言語で提供するアプリの導入等により、外国人や視覚障害者への情報提供体制を強化

(1) 事業費 3,000 千円

(2) 事業内容

・周辺のハザード情報を、スマートフォンアプリの位置情報に基づき多言語や音声により提供する「耳で聴くハザードマップ」の導入

※2026(令和8)年4月13日より提供開始

※対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語

・地震速報や気象警報等をプッシュ型で多言語により通知するアプリ「safety tips」の活用促進



耳で聴くハザードマップの操作画面



さいがい 災害のとき いまいるところが あぶないか わかる ユニボイス ～アプリ Uni voice～

いばらきけん
茨城県からの
お知らせです

おかねは かかりません

Uni-Voice



さいがい
災害がおきたとき、どこが あぶないか、どこに にげるか
していますか？ ユニボイスという アプリを つかうと、
かんたんに することができます。

いざというとき、すぐに にげることが できるように
アプリを ダウンロードして しらべて おきましょう！

このアプリは、 いろいろな ことばで みることができます。

※つかえる ことば

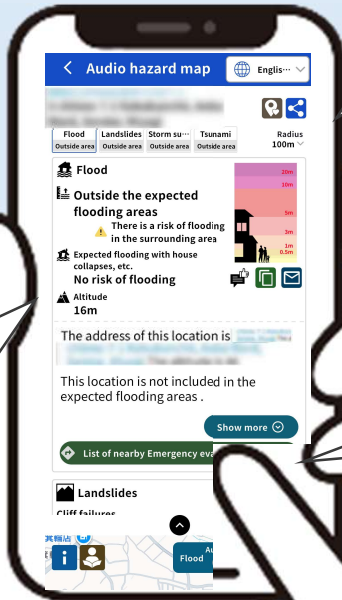
英語（えいご）・中国語（繁体・簡体）（ちゅうごくご）・
韓国語（かんこくご）・ベトナム語（べとなむご）

さいがい

災害が おきたとき、
いまいるところが あぶないか
かくにんすることが できます

さいがい

災害が おきたときに
お知らせ（けいほう、
ちゅういほう）
が とどきます



にげるばしょ（ひなん
ばしょ）まで ナビで
みることも できます

※つかいかたは、 うらめんをみてください。

〇おといあわせ

茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課（いばらきけんぼうさいききかんりぶ ぼうさいききかんりか）
TEL：029-301-2879 メール：kikik@nri01@pref.ibaraki.lg.jp

ユニボイス Uni voiceのつかいかた

つかいかた

① マップをおします



現在地情報

② つかう ことばを えらびます



日本語

English (英語)

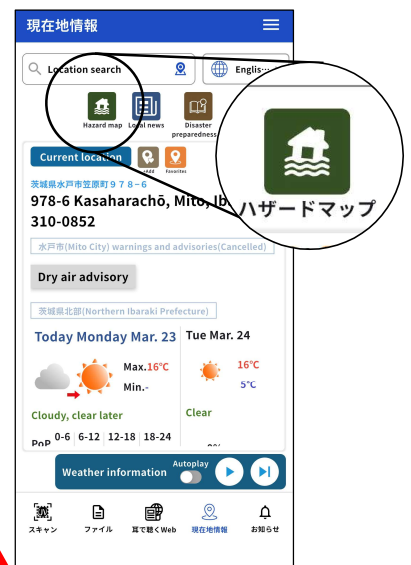
Tiếng Việt (ベトナム語)

简体中文 (简体字)

繁體中文 (繁体字)

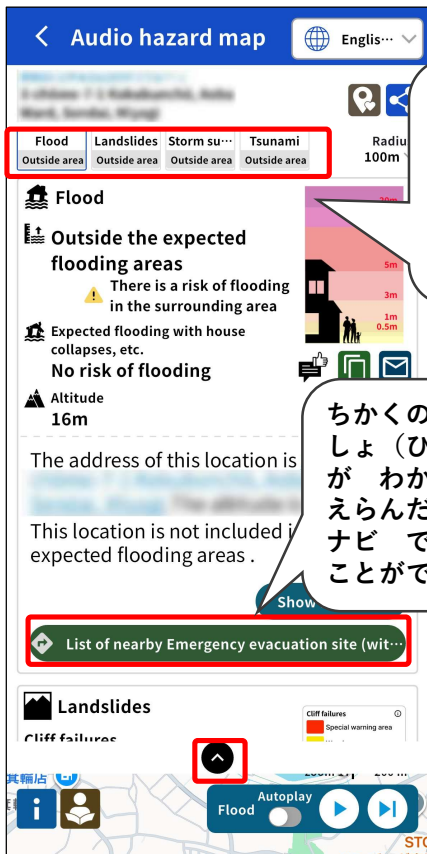
한국어 (韓国語)

③ ハザードマップをおします



ハザードマップ

できること



さいがいの しゅるいを えらびます。 おおあめ・つなみ などが おきたとき、 いま いる ばしょが あぶない か わかります。

ちかくの にげる ばしょ (ひなんばしょ) が わかります。 えらんだ ばしょまで ナビ でかくにんする ことができます。

にげるばしょ (ひなんばしょ) を ちずで みるこ とが できます。



さいがいが おきた とき、 いろが ぬ られてい るところ は あぶない です。 あんぜん な ところ に にげる (ひなん する) ひつよう が あります。

目の不自由な方の災害への備えに

👂 耳で聴く ハザードマップ



茨城県では、

視覚に障害のある方や小さな文字が見えにくい
ご高齢の方などが平時から災害のリスク等を認識し、
早めの避難につなげていただけるよう、スマホで聴ける
耳で聴くハザードマップを導入しました。

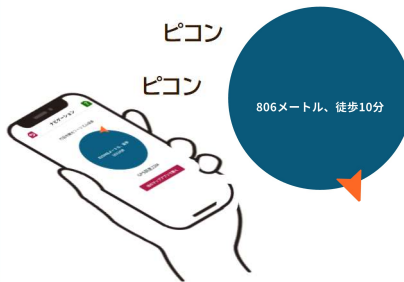


耳で聴くハザードマップでできること

自宅等の災害リスクを
音声読み上げで確認



最寄りの避難場所まで
音声や振動で誘導



警報や注意報、
避難情報を音声で確認



Download on the
App Store



GET IT ON
Google Play

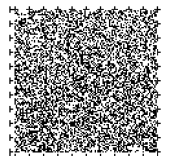


「Uni-Voice Blind」アプリを
インストール(無料)して使ってみましょう!



具体的な利用方法は
裏面をチェック!

右のコードは、音声コード Uni-Voice です。
「Uni-Voice Blind」アプリで読み取ると、
内容を音声で聞くことができます。



ご利用方法

① 各アプリストアから
Uni-Voice Blindをインストール



② 初期設定が完了するとアプリの
トップ画面が表示されます
画面上部にある「現在の情報」
ボタンをタップ



④ 画面上部にあるハザードマップ
のボタンをタップ



③ GPSで現在の住所を特定し、
その地点の気象情報など
を音声で確認できます



⑤ ③の地点、および周辺の
ハザードマップの情報が
音声で確認できます

※ 現在地以外で閲覧したい場合は③の画面
で任意の住所や施設名を検索してください



⑥ 緑の避難場所のボタンを押す
ことで、周辺の避難場所を
近い順に確認できます

各機能について

現在の情報画面

住所検索

住所や施設名を検索
して現在地以外の
情報を確認

新着情報を聴く

自治体HP掲載の
新着情報を音声で確認

防災ガイドを確認する

ハザードマップの手引き
を音声で確認



平常時に確認する情報

ハザードマップの画面

災害種別

タップで各リスク情報
を確認(洪水/土砂災害
/高潮/津波)

災害リスクを確認

現在地と現在地の周辺
(半径50m~3km圏内)
で利用者が設定可能の
災害リスク情報、
最寄りの避難場所情報
を確認



災害時に確認する情報

避難場所を確認

ボタンを押すことで、
避難場所を近い順に
確認

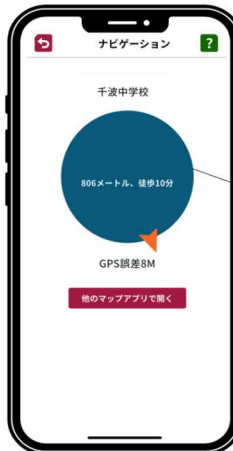
音声再生メニュー

再生速度の変更や、
巻き戻し、繰り返しが
可能

避難場所への誘導画面

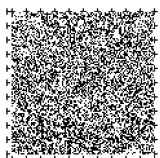
最寄りの避難場所を確認

- ・何時の方向にどれくらい進めば
たどり着けるかを確認
- ・タップで詳細画面に移動



避難場所の位置を確認

- ・スマホを正面に持ち、矢印の
方向に身体を向ける
- ・正しい方向の場合、「ピコン」
という効果音と振動でお知らせ



● お問い合わせ先

茨城県防災・危機管理課

TEL: 029-301-2879

2 消防団の充実強化について

消防安全課

1 地域防災力の要である消防団員の確保

地域防災力の現状や将来に関する議論等を踏まえ、市町村とともに、地域の実情に合わせた消防・防災活動に対応できるよう消防団員の確保に努めることが重要

【2025(R7).4.1 現在 団員数 19,245 名】

(1) 機能別団員・分団制度の導入

定められた活動のみを行う「機能別団員・分団」の導入について、以下のようなメリットがあることから各市町村に要請

メリット①	・活動内容を自由に設定可能 活動を自由に設定できるため、各地域で求められる活動や不足している活動を設定し、ピンポイントに対応することができる。通訳隊やドローン隊といった、特殊技能を持つ分団を作ることにも可能。
メリット②	・団員の負担が小さい 定められた活動のみを行うことから、時間的な制約等により正規団員になることが難しい方にとっても比較的に入団しやすい。
メリット③	・補償制度の充実 公務災害補償の対象であり、自主防災組織と比較して公的な補償がある。
メリット④	・基本団員の加入促進 機能別団員としての活動を通して消防団への理解を深めてもらうことで、基本団員としての入団へつなげる効果も期待できる。

(県内の機能別消防団の例)

名称	市町村名	活動内容
通訳隊	土浦市	日本語が話せない市民に対し、通訳を行う。 外国人が被災したときの罹災証明の申請を補助。
OB 隊	古河市	消防職団員 OB が火災時の消火活動及び後方支援活動を行う。
市役所隊	龍ヶ崎市	勤務時間中の発災に対応。
OB 隊	常総市	団を引退した OB が災害時や教育訓練のみ活動。
OB 隊	神栖市	団を引退した OB が火災時における各分団の活動の後方支援や火災以外の災害時において消防団長が必要と認める活動を行う。
避難所活動隊	大子町	避難所運営の支援活動に対応。

(2) 消防団の処遇改善

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、各市町村に処遇改善に向けた以下の取り組みを要請

消防団員の年額報酬・出勤報酬	年額報酬は 36,500 円/年、出勤報酬は 8,000 円/日を標準とすること。
報酬及び費用弁償の支給先	消防団員個人に対し、直接支給すること。
消防団の運営に必要な経費	団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出勤報酬等）と、消防団の運営に必要な経費を適切に区別し、それぞれを市町村において予算措置すること。

(3) 事業所等との協力体制の構築

「消防団応援の店」及び「消防団協力事業所」の制度導入及び拡充を各市町村に要請

消防団応援の店

○消防団の福利厚生充実による地域防災力の向上を図ることを目的として、対象店舗が消防団員に対して一定のサービスを提供する制度。

<制度概要>

- 1 市町村による消防団応援の店
対象店舗による消防団員へのサービス提供



- 2 全国消防団応援の店
(公財)日本消防協会における制度。
市町村単位の制度とは異なり、全国の消防団員に対し、サービスが提供される。



消防団協力事業所

○被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい活動環境を整備することを目的として、消防団活動に協力している事業所が自社の社会貢献をPRできる制度。

<制度概要>

- 1 認定事業所に対する表示証の交付



- 2 認定事業所への優遇措置
入札（総合評価落札方式の加点）、表彰制度 等

(4) 消防団員の負担軽減

① 経緯

消防団員の技術向上のため重要な役割を担い、全国的に開催されている消防ポンプ操法大会について、大会出場のための訓練が団員の負担となり、消防団への参加を阻害する要因の一つとなっているという指摘がなされていた。

② 地区大会・県大会の見直し

このため、県及び消防協会において、各地域の意見を踏まえ、大会の見直しについて検討を行い、2025(令和7)年度から2026(令和8)年度にかけて、段階的に見直しを行い、団員の負担軽減を図ることとした。

見直し内容

- 1 式典（開会式・閉会式）の簡素化
- 2 地区大会の開催頻度を見直し（毎年→隔年）
- 3 県大会の開催時期を見直し（全国大会の前年→全国大会の当年）

2 消防団員の災害対応能力の向上

- 県消防学校において、消防団員を対象とした基礎教育や幹部教育を実施し、災害対応能力の向上を支援
- 総務省消防庁の消防団設備整備費補助金を活用し、可搬消防ポンプ等の火災鎮圧用器具や、救急救助用器具、安全装備品等の整備を支援

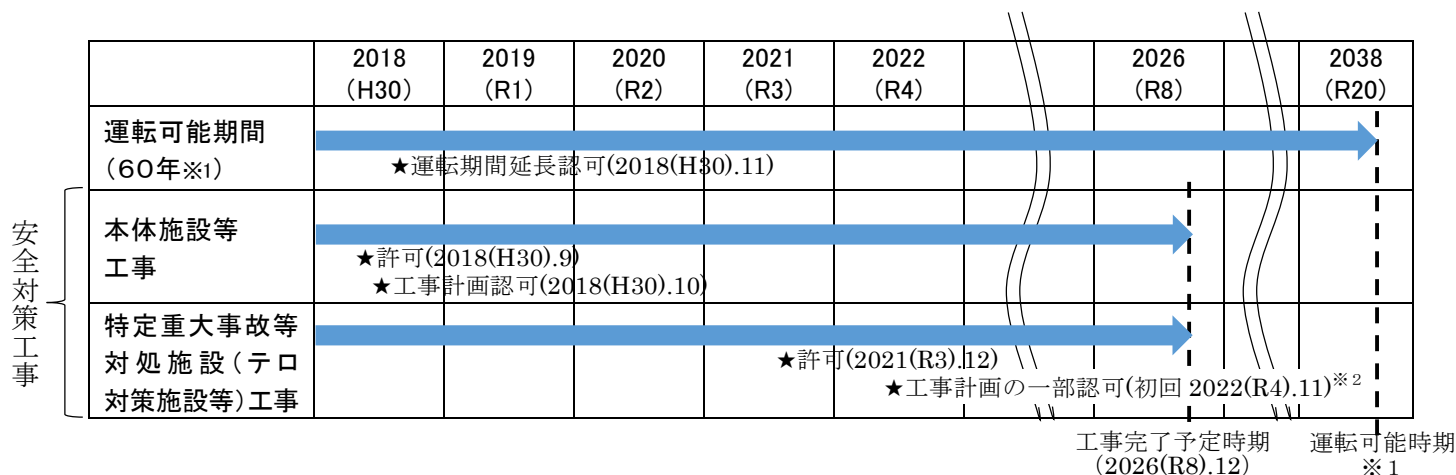
3 東海第二発電所の現況及び県の取組状況について

原子力安全対策課

1 東海第二発電所の現況

(1) 東海第二発電所における国の許認可等の状況

- 新規規制基準適合性確認のための本体施設等に係る許認可を取得済み。
(設置変更許可、工事計画認可、運転期間延長認可を2018(平成30)年9～11月に取得)
- 特定重大事故等対処施設(テロ対策のバックアップ施設等)に係る許可を取得済み。
(設置変更許可を2021(令和3)年12月に取得。工事計画及び保安規定変更の認可に係る審査中)
- 日本原電の現時点の計画では、工事完了は2026(令和8)年12月としている。



※1 電気事業法の改正(2025(R7).6施行)により事業者以外の要因による停止期間分の更なる延長が可能

※2 申請ごとに段階的に認可(第2回認可2023(R5).5、第3回認可2023(R5).10、第4回認可2024(R6).12)

第5回認可申請：防潮堤の施工不備に伴う設計変更等について審査中

(2) 県の再稼働の判断の進め方

東海第二発電所の再稼働の是非については、県民の安全、安心の観点から、安全性の検証と実効性ある避難計画の策定に取り組み、県民に情報提供したうえで、県民や、避難計画を策定する市町村、並びに県議会の意見を伺いながら判断していく。

2 県の取組状況

(1) 安全性の検証の状況

現在、東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム(地震学、津波工学、原子炉工学等の専門家で構成)において、県民意見も踏まえた安全性の論点※1について検証中。

※1 2018(平成30)年度に実施した住民説明会や意見募集でいただいた県民意見に基づく論点を含む。

① 検証結果の取りまとめの方向性

安全対策により、どのような事故・災害にどの程度まで対応できるのかを具体的に県民に示すこととしている。

- ・ 従来と比較して、どの程度安全性が向上するのか。
- ・ 安全上、どの程度余裕のある対策となっているのか。
- ・ 残余のリスクの明確化。などの視点を考慮

② 審議状況

- ・ 2020(令和2)年2月(第16回)から、県民意見も踏まえた論点について検証を開始。
- ・ 現在までに、全論点231※2のうち230の論点について説明を聴取(詳細は別紙のとおり)。

※2 2025(令和7)年2月に開催した第30回ワーキングチームにおいて、日本原電が2023(令和5)年10月に公表した防潮堤の施工不備に伴う設計変更等について新たな論点として追加

- ・ 全ての論点について説明を聴取した時点で、ワーキングチームとして確認したことを整理するため、取りまとめ報告書を作成する予定。

③ 検証結果の周知

検証結果については、2023(令和5)年12月から、順次、一般の県民にも分かりやすく取りまとめた資料を作成し、県ホームページにおいて公表している。また、2020(令和2)年11月から発行している原子力広報紙(原子力広報いばらき、2026(令和8)年3月までに第13号まで発行)も活用して広く県民に周知を図っていく。

(2) 避難計画の策定及び検証に向けた取組状況

① 市町村の避難計画の策定状況

- ・ 防災基本計画等により、あらかじめ避難計画を策定することとされている県内14市町村のうち、現在、9市町村において避難計画が策定されている。
- ・ 県では、避難先や移動手段の確保、屋内退避時のライフラインの維持など、市町村だけでは解決が困難な広域的な課題について解決を図っていく。

(策定済市町村)

笠間市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町、鉾田市、東海村、日立市、大洗町、高萩市

(策定中市町村)

水戸市、ひたちなか市、那珂市、茨城町、城里町

② 原子力災害時の避難計画に係る検証委員会

(目的等)

- ・ 「放射性物質の拡散シミュレーション」で示された事態を想定し、住民が安全かつ円滑に避難できるかどうかという視点から、事前に必要な準備が対策に盛り込まれているかを専門的見地から検証。
- ・ 広域的な課題である「住民の屋内退避への支援策」や「避難者の移動手段の確保方策」など5つの検証項目を基本として、県が主体となり講じる必要のある対策について順次検証を行い、避難計画の実効性の向上に努める。
- ・ 検証結果については、県民に避難計画の実効性について考えていただく材料として、議論が終了した項目から順次、情報提供。

(5つの検証項目)

- ① 住民への情報伝達
- ② 防災業務にあたる要員、防災資機材の確保方策
- ③ 住民の屋内退避への支援策
- ④ 避難者の移動手段の確保方策
- ⑤ 避難時間短縮のための対策

(次回開催予定)

- ・ 第6回委員会：2026(令和8)年の夏頃

今後、検証項目ごとに個別・具体的な議論を進め、県の方針などを取りまとめていく予定。

東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおける審議状況

(第30回WT時点)

項目	審議済／論点数	
地震対策 (敷地で想定する最大級の地震により、施設が壊れないよう耐震性を確保)	<u>25論点</u> / 25論点	
津波対策 (敷地で想定する最大級の津波の流入等を防ぐ)	<u>25論点</u> / 26論点	
重大事故発生防止対策	自然現象等対策 (火山の噴火や竜巻、森林火災、近隣工場等の火災等から施設を守る)	<u>15論点</u> / 15論点
	火災対策 (建屋内での火災から安全に関する機器等を守る)	<u>10論点</u> / 10論点
	溢水(いっすい)対策 (建屋内での水漏れ等から安全に関する機器等を守る)	<u>8論点</u> / 8論点
	電源対策 (長期の停電に備え、安全確保に必要な電源を確保)	<u>11論点</u> / 11論点
重大事故対策	炉心損傷防止対策 (原子炉の燃料が熱で壊れないように守る)	<u>39論点</u> / 39論点
	格納容器破損防止対策 (原子炉を格納する容器を守り、放射性物質の拡散を防ぐ)	
	放射性物質の拡散抑制対策 (環境への放射性物質の放出を低減する)	<u>3論点</u> / 3論点
意図的な航空機衝突等への対応 (テロ対策)	<u>4論点</u> / 4論点	
運転期間延長(高経年化対策) (施設の劣化状況の評価等を行い、長期の保守管理を行う)	<u>30論点</u> / 30論点	
その他 (緊急時対応体制、技術的能力等)	<u>60論点</u> / 60論点	
合計	<u>230論点</u> / 231論点	

※ 一部の論点については、委員からの指摘事項に対し、追加説明を受ける予定。
 今後、他の論点の審議の際に、関連して指摘事項が追加される可能性がある。